

令和7年度 維持管理の状況（廃棄物処理法第9条の3第6項）

岸和田市貝塚市クリーンセンター

○処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

単位：t

種類	月	1号炉	2号炉	3号炉	合計
可燃ごみ	4月	1,801.15	4,497.44	1,505.03	7,803.62
	5月	0.00	4,710.84	0.00	4,710.84
	6月	2,664.18	3,764.82	0.00	6,429.00
	7月	4,489.35	271.34	0.00	4,760.69
	8月				0.00
	9月				0.00
	10月				0.00
	11月				0.00
	12月				0.00
	1月				0.00
	2月				0.00
	3月				0.00

○燃焼室中の燃焼ガスの温度

単位：℃

測定を行った位置	月	1号炉	2号炉	3号炉	基準値※1
焼却炉	4月	962	972	936	800℃以上
	5月	—	976	—	
	6月	931	960	—	
	7月	898	906	—	
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日

測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
表中の「—」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○集じん器に流入する燃焼ガスの温度

単位：℃

測定を行った位置	月	1号炉	2号炉	3号炉	基準値※1
減温塔出口	4月	173	173	173	おおむね200℃以下
	5月	—	172	—	
	6月	178	171	—	
	7月	174	170	—	
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日

測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
表中の「—」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（酸素濃度12%換算値）

単位：ppm

測定を行った位置	月	1号炉	2号炉	3号炉	基準値※1
煙突	4月	0	0	0	100ppm以下
	5月	—	0	—	
	6月	0	0	—	
	7月	0	0	—	
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日

測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
表中の「—」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

除去位置	除去年月日（焼却炉停止中）
冷却設備及び排ガス処理設備	1号炉
	2号炉
	3号炉
	7月9日～15日
	4月21日～24日

備考：焼却炉運転中の冷却設備（過熱器）については、スートブローで周期的に除去

焼却炉運転中の排ガス処理設備（バグフィルタ）については、エアパルスで周期的に除去

※1：廃棄物処理法施行規則第4条の5に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

○煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

単位：ng-TEQ/m³N

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※2
煙突	1号炉	令和7年5月27日	令和7年6月24日	0.00063
	2号炉			
	3号炉			
				0.1ng-TEQ/m ³ N

○煙突から排出される排ガス中の硫黄酸化物排出量

単位：m³N/h

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※3
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	0.0073
				24.9m ³ N/h
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	0.0093
				24.7m ³ N/h
	3号炉			

○煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度（酸素濃度12%換算値）

単位：g/m³N

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※4 (自主基準)
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	<0.0007
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	<0.0007
	3号炉			
				0.04g/m ³ N (0.01g/m ³ N)

○煙突から排出される排ガス中の塩化水素濃度（酸素濃度12%換算値）

単位：mg/m³N

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※5 (自主基準)
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	<0.7 (<0.7ppm)
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	<1 (<0.7ppm)
	3号炉			
				700mg/m ³ N (15ppm)

○煙突から排出される排ガス中の窒素酸化物濃度（酸素濃度12%換算値）

単位：ppm

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※6 (自主基準)
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	10
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	22
	3号炉			
				250ppm (30ppm)

備考：ng（ナノグラム）…10億分の1グラム

TEQ…毒性等量と言い、ダイオキシン類には異性体（構造が異なるもの）が多く存在し、それぞれ毒性の強さが異なる。

ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシンの毒性を1として、それぞれの

異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。

m³N（ノルマル立法メートル）…摂氏0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

ppm…濃度や割合を示す単位で、100万分の1を表す。

※2：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2に規定する排出基準

※3：大気汚染防止法施行規則第7条に規定する排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるK値規制方式であり、測定時の排ガスの流量、流速、温度の実測値により算出されるため、一定の値をとらない。

※4：大気汚染防止法施行規則第4条に規定する排出基準

※5：大気汚染防止法施行規則第5条第1号に規定する排出基準

※6：大気汚染防止法施行規則第5条第2号に規定する排出基準